

戦傷病者特別援護法による補装具の支給

戦傷病者に対し、無料で補装具を支給及び修理する制度です。補装具の支給または修理を受ける際の手続きは次の通りです。

1. 沖縄県福祉援護課に申請をする(必要書類は申請書・見積書・戦傷手帳・印鑑)。
2. 義肢装具製作所に製作・修理の見積書作成を依頼し、見積書を沖縄県福祉援護課に提出する。
3. 福祉事務所より更生相談所に判定依頼（書類判定）が行われる。
4. 福祉相談所に来社予約をし、判定を受ける。
5. 更生相談所は、判定依頼に基づき沖縄県福祉援護課に判定書を交付する。
6. 本人宛に補装具費支給決定通知書、補装具費支給券が発行される。
7. 本人は、義肢装具製作所に支給券を提示し、義肢・装具の製作または修理を依頼する。
8. 指定日に更生相談所に行き適合判定を受ける。
9. 義肢装具製作所は、製作・修理費を沖縄県へ請求し、支払いを受ける。

